

懲罰的損害賠償命令を含む判決の判決国における 一部執行後の残りの部分の日本での執行

▶ 最高裁令和3年5月25日第三小法廷判決

(令和2年(受)第170号, 同年(オ)第135号: 執行判決請求, 民訴法260条2項の申立て事件)
(民集75巻6号2935頁, 判時2503号9頁, 判タ1489号36頁)

事実の概要

X₁は日本食レストランを経営するカリフォルニア州法人である。X₂・X₃はX₁の株主である(X₂は代表者取締役)(以上まとめて「Xら」)。他方、Yは不動産関連の日本法人である。

Xらは、X₁の米国子会社Aの持分を有していたYがAの資産を横領したこと等を主張して、カリフォルニア州の裁判所(「本件外国裁判所」)でYほか数名に対し損害賠償金の支払等を求めて提訴した。Yらが期日に欠席したことから、本件外国裁判所は、Yに対して、Xらに補償的損害賠償約18.5万ドルと懲罰的損害賠償9万ドル(「本件懲罰的損害賠償」)等計約27.5万ドルを支払うように命じ、2015年9月15日に確定した(「本件外国判決」)。そして、Xらは本件外国判決の執行として、米国でYがその関連会社に対して有する債権等をXらに転付する旨の命令を得て、この命令に基づき約13.5万ドルの弁済を受けた(「本件弁済金」)。その後Xらは、本件外国判決のうち未履行分約14万ドルおよびそれに対する遅延利息の執行を求めて日本で提訴した。

第一審は、本件弁済金が本件懲罰的損害賠償部分に充当されたと見るとすれば、「懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じる部分が効力を有するものと認めるのと実質的に異なる結果となるから、本件弁済金は、本件債権のうち懲罰的損害賠償以外の部分に充てられるものと解すべきである」と判示した。第二審は別の論点を理由にYの控訴を認容したところ、最高裁は第二審判決につき審理不十分として差し戻した(最判平成31・1・18民集73巻1号1頁)。

差し戻しを受けた大阪高裁は、本件懲罰的損害賠償は公序に反するものであるが、「それはあくまで我が国における効力が否定されるにとどまり、カリフォルニア州において本件懲罰的賠償の債権が存在することまで否定されるものではない」「本件弁済金は、カリフォルニア州における強制執行手続によって支払われたもので、同州においては本件懲罰的賠償を含む本件外国判決全体に充当されたとみるほかな」く、認容額から本件弁済金を差し引いた約14万ドルの執行は、日本での行使が認められるべき補償的損害賠償債権等約18.5万ドルを超えるものではないので、Xらの請求は全て理由があるというべきであると判示してXらの請求を認めた。

判旨

一部棄却、一部破棄。

「民訴法118条3号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の支払を命じた部分……が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について弁済がされた場合、その弁済が上記外国裁判所の強制執行手続においてされたものであっても、これが懲罰的損害賠償部分に係る債権に充当されたものとして上記判

決についての執行判決をすることはできないというべきである。」

「なぜなら、上記の場合、懲罰的損害賠償部分は我が国において効力を有しないのであり、そうである以上、上記弁済の効力を判断するに当たり懲罰的損害賠償部分に係る債権が存在するとみることとはできず、上記弁済が懲罰的損害賠償部分に係る債権に充当されることはないというべきであって、上記弁済が上記外国裁判所の強制執行手続においてされたものであっても、これと別異に解すべき理由はないからである。」

「本件外国判決のうち本件懲罰的損害賠償部分を除く部分は同条各号に掲げる要件を具備すると認められるから、本件外国判決については、本件弁済により本件外国判決のうち本件懲罰的損害賠償部分を除く部分に係る債権が本件弁済の額の限度で消滅したものと見て、その残額である5万0635.54米ドル及びこれに対する利息の支払を命じた部分に限り執行判決をすべきである。」

解説

1 問題の所在：自国の正義への固執

本判決は、米国の懲罰的損害賠償の支払命令は日本の不法行為制度の基本原則に反し、その執行は民訴法200条(現118条)3号の公序に違反する旨判示した最判平成9・7・11(民集51巻6号2573頁)を前提として、では、米国で判決の一部の強制執行がされた場合に、日本でこれをどのように評価するか、弁済を受けていない部分の執行をどうするか、という問題を扱った初めてのものである。前提部分につき、学説上も、その理由付けを非民事性に求め、民訴法の適用自体を否定する見解もあるものの、実質的に見せしめとしての金銭の支払命令である限り、日本では執行できないという結論は一般に支持されている(諸説につき、芳賀雅顯『外国判決の承認』228頁参照。ただし、芳賀説は個別事案に応じて反公序性を判断し、例えば米国企業間の紛争について下された懲罰的損害賠償判決の日本所在の被告財産に対する執行であれば認めてよいとする[同238頁]。また、日本同様に懲罰的部分の執行を拒否していた欧州各国の判例の最近の変化については後掲Elbalti評釈・渡辺評釈参照)。

この判例を前提に、本判決は、日本から見れば懲罰部分に係る債権は日本国外でもその存在を一切認めることはできず、その債権に充当されるということもあり得ないとの理由から、米国での強制執行の結果としての本件弁済金はすべて懲罰部分以外の部分に充てられたと扱うべしと判示した。

本判決は、懲罰的損害賠償命令に係る債権が日本国外において存在することまで否定することはできないと判示した原審判決を正面から否定するものであり、その一般論の射程に条件は付されていない。しかし、原審判決を是とすべきである。異なる法秩

序が混在している国際社会の現状に鑑みると、日本の正義を常に日本国外にまで及ぼし、他国における当該他国の公権力行使の効果を否定する本判決の判断およびその根底にある考え方に賛成することはできない。

以下では、第1に、本件のような事例において危惧される点と具体的解決を検討した上で、第2に、より広く、本判決のような考え方が国際私法秩序に与える悪影響について検討する。

2 判決国での執行額が補償的損害賠償額を超える場合

第1の問題として、本件のような事例において、仮に本件での米国における強制執行により補償部分の債権額を超えて弁済がされた場合、日本でYがXに対して懲罰部分の債権に係る弁済額について不当利得返還請求訴訟を提起したとすればどうか（後掲Elbalti評釈では、先に日本で補償部分の執行を求め、後に米国で懲罰部分の執行をするとどうなのかという問題も指摘されている）。本判決の論理によれば、日本から見れば世界中どこであれ懲罰的損害賠償命令に係る債権の存在を認めない以上、米国でのその債権への弁済は非債弁済であり、Yの不当利得返還請求を認めることになるように思われる。

しかし、日本で不当利得返還を命ずる判決を下し、Xらの財産が日本にあれば、これに対する強制執行を認めるということは米国の正義の否定を意味する。仮に米国の裁判所が本判決と同様に自国の正義に照らして日本での公権力行使の効力を否定するとすれば、米国から見て存在しない不当利得返還請求に係る債権への充当はあり得ず、米国はその取戻しを認めるということになる。これでは留まるところを知らない報復の連鎖である。

外国判決の承認執行制度は自国の国境管理のためのものであって、外国裁判所のした公権的判断の既判力・形成力を自国内で認めるか否か、日本で執行力を与えるか否かだけを問題とすべきである。

さらに本判決の「我が国において効力を有しない……以上、……債権が存在するとみることとはできない」という判旨を素直に読むと、その論理は、公序違反の場合に限らず、民訴法118条の他の要件を欠く外国判決の当該外国における存在の否定にまで拡張されかねない。国境管理として日本に持ち込ませないための制度を、日本に持ち込めないようなものは日本から見れば世界中でその存在を認めないとしてまで拡張することは、世界に異なる正義が存在し、他国ではその正義のもとで秩序が形成されていることを全く許容しないことを意味する。このような考え方はこれまでなかった特異なものである。

3 米国での強制執行で充当された部分

原審判決の考え方によれば、本来は米国でどの部分に弁済金が充当されたのか問題となるところ、その点は不明とされた。

しかし、この点、米国では補償的損害賠償部分に先に充当されると扱われるのではないかと推測される。というのは、一般に米国では受領した懲罰的損害賠償金は課税対象となることから（IRS, Publication 4345 (Rev. 11-2021)）（なお、カリフォルニア州には現在はないが、いくつかの州ではsplit-recovery statutesと呼ばれる法律に基づいて、懲罰的損害賠償の一部を直接的に州の歳入としている）、填補されるべき損害を残したまま利得となる懲罰部分に充当して課税することは不自然だからである。また、本件において懲罰部分に充当されて課税されているのであれば、Xらはその主張をしていないということからも上記のことが推測される。

仮にこの推測が正しいとすると、本件では弁済後

の補償部分が約5万ドルになり、懲罰部分9万ドルは全額残っていることになり、後者の日本での執行は認められないので、本判決の結論と同じく、前者のみの執行を認めるということになる。

4 より広い影響

第2に、より広い視野で考えた場合、本判決が日本の正義に固執するあまり、他国の領域におけるその正義の実現を否定したことが、これまでかろうじて保たれてきた国際的共存状態を壊すことにつながるのではないかと危惧される。

公権力の発動がない平時の場合には、各国の私法はその地域的適用範囲について自らの意思を持たず、国際私法にその適用関係を委ねている（これに対し、公法は地域的適用範囲について自らの意思を有している）。したがって、世界中で生起している私法上の権利義務・法律関係は、日本では法の適用に関する通則法（「通則法」）により決定される準拠法に照らして判断され、外国の国際私法により定まる準拠法上の判断は度外視される（通則法の準拠法決定ルールは日本から見れば世界に唯一無二のものであることについては、道垣内正人『ポイント国際私法 総論〔第2版〕』210頁参照）。このように日本の国際私法が唯我独尊の姿勢をとり、通則法により定まる準拠法に照らして世界中で生起する私法上の問題を黙々と評価し、その準拠法の適用結果を唯一のものとしても、日本でも外国でも公権的判断がされていない状況では、格別問題が生じるわけではない（なお、通則法42条の公序則は、通則法によって準拠法とされる外国法の適用結果を排除する役割を担うものであって、外国で外国の国際私法により定まる準拠法の適用結果を云々するものではなく、通則法によるのとは異なる準拠法決定が行われていることは無視している）。

他方、権利義務・法律関係について他国の公権的判断が存在する場合には、一定の条件でそれを尊重すべきである。そうすることが他国の国内管轄事項への原則的不介入という国際社会の知恵である。イランでの油田の国有化措置の効力を無効であるとは判定し得ないとした東京高判昭和28・9・11（高民集6巻11号702頁）や、米国の国家行為理論（act of state doctrine）はその知恵を示す例である（横溝大「外国国有化・収用措置の我が国における効果」法協113巻2号224頁等参照）。もっとも、日本においても公権的判断が存在する場合には、日本では日本のそれを優先させるほかないであろう。

本件は、米国においてのみ公権的判断が存在する事案である。米国の裁判所が米国の正義に従って米国国内で横領行為をした者に対して懲罰的損害賠償命令をし、米国国内でその命令を強制的に実現した。その米国の公権力行使が国際人道法に反するといった別段の対応をすべき特別の事情が存在するわけではないので、日本としては米国国内での米国の公権力行使の結果について云々すべきではなく、その結論を受け容れるべきである。本判決の問題はこのような寛容さを欠いている点であり、このような考え方は、彼我の正義の共存の上に成立している国際私法秩序を破壊しかねない危険なものである。

【参考文献】

本判決の評釈として、鷹野旭・ジュリ1565号109頁、Bélig Elbalti, <https://conflictoflaws.net>、渡辺惺之・ジュリ1566号174頁、横溝大・判例秘書ジャーナルHJ100130がある。

道垣内正人 DOGAUCHI Masato

早稲田大学教授

序が混在している国際社会の現状を鑑みると、日本の正義を常に日本国外にまで及ぼし、他国における当該他国の公権力行使の効果を否定する本判決の判断およびその根底にある考え方に賛成することはできない。

以下、各社が「**新刊**」と題して、各社の新刊を掲載している。各社とも、新刊の紹介だけでなく、その新刊の背景や、その新刊の意義についても、詳しく説明している。また、各社の新刊の紹介だけでなく、その新刊の背景や、その新刊の意義についても、詳しく説明している。

の補償部分が約5万ドルになり、懲罰部分9万ドルは全額残っていることになり、後者の日本での執行は認められないので、本判決の結論と同じく、前者のみの執行を認めるということになる。

4 より広い影響

[illegible]